

2026 年 8 月 5 日

各位

会社名 インスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
(コード番号：6656 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 佐藤 保
TEL 0187-54-1888 (代表)

第三者割当による第 19 回新株予約権（行使価額修正条項付）の
発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 5 日開催の取締役会において、以下のとおり、Cantor Fitzgerald Europe（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026 年 8 月 21 日
(2) 発行新株予約権数	23,590 個
(3) 発行価額	総額 8,893,430 円（新株予約権 1 個当たり 377 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,359,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。但し、本新株予約権の発行要項第 12 項の規定による調整を受けます。）は 471.0 円ですが、下限行使価額により行使された場合においても、本新株予約権に係る潜在株式数は 2,359,000 株です。
(5) 調達資金の額	1,999,103,630 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条項	当初行使価額は 847.8 円とします。 2026 年 8 月 25 日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が下限行使価額である 471.0 円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 本新株予約権の 行使期間	2026 年 8 月 24 日から 2029 年 8 月 23 日までの期間

(9) その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の割当予定先に対し、書面による通知を当該取得日の1か月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社の書面による事前承諾を要するとされています。 ③ 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本割当契約を締結する予定です。その主な内容のうち本新株予約権に係るものは以下のとおりです。 ・行使停止条項 当社は、1週間前までに割当予定先に通知することによって、当社の裁量により、割当予定先による本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能です。 ・買戻条項 当社は、行使期間最終日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得します。 ・株式条件付ロックアップ条項 割当予定先は、原則として、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場で売却できないものとします。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却するものとします。 ・ロックアップ 当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日までの期間、エクイティ性の資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、一定の場合を除き、割当予定先による事前の書面による承諾を要するものとします。 ・優先交渉権 当社は、発行決議日以降、本新株予約権が全て行使され、又は取得その他の理由により残存しなくなった日から2年を経過する日までの期間において、割当予定先以外の第三者との間でエクイティ性の資金調達の実施について具体的な検討を開始する場合には、割当予定先との間で誠実に協議を行い、割当予定先に対して、当該資金調達に関する提案、検討及び協議を優先的に行う機会を付与するものとします。
---------	--

	④ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(9,750,000 円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は2023年5月に「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーパスを新たに策定し、その実現に向けて事業活動を推進しております。その中核をなす事業分野は、半導体パッケージ基板及び精密フレキシブル基板向けの検査装置関連事業であります。

半導体パッケージ基板市場においては、近年、国内外でAIデータセンター（以下「AIDC」といいます。）向けの投資が活発に行われており、高性能半導体パッケージ基板の需要は高水準で推移しております。これに伴い、半導体パッケージ基板のチップレット化・微細配線化が進展しており、製品品質を確保するための検査工程の重要性が一層高まっております。その結果、当社が提供する半導体パッケージ基板向け検査装置の需要も堅調に推移しております。

当社は原則として受注生産方式を採用しておりますが、お客様からの入金は受注後平均して6～12か月程度である一方、製品製造に必要な部材の仕入れ及び支払いは受注後2～6か月の間に発生します。そのため、事業拡大局面では先行支払いが増加し、一次的に営業キャッシュフローがマイナスとなる場合があります。特に、一定期間にまとまった受注を獲得した場合には、多額の運転資金を必要といたします。

また、AIDC投資の拡大を背景として、サーバー向けメモリの需要が増加していることから、半導体メーカーでは高付加価値製品向けへの生産シフトが進んでおります。この結果、パーソナルコンピュータ向けのメモリの供給が相対的に抑制される状況に加え、AI搭載機器の普及に伴う1台当たりのメモリ搭載容量が増加も相まって、需給逼迫の状況が継続しております。このため、メモリ価格は上昇傾向にあり、当社の検査装置を構成する主要部材の調達コストも上昇していることから、運転資金需要が増加しております。

さらに、当社は2025年7月に最先端の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズをリリースいたしました。今後は、微細化・高密度化する配線パターンに対応する高精度検査技術の開発をさらに加速するとともに、AI技術を活用した画像処理の高度化及び検査処理の高速化を推進してまいります。また、配線パターンの欠陥修復を行うリペア装置「LX7000」についても同月にリリースしており、現在も機能向上に向けた研究開発を継続しております。

これら最先端の半導体パッケージ基板検査装置及びリペア装置について、継続的な研究開発を推進し、製品競争力を一層強化していくためには、今後も相応の研究開発投資が必要となります。

当社は、2026年3月13日付け「第三者割当による第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使期間満了に伴う取得と消滅に関するお知らせ」にて開示しまし

たとおり、第 13 回及び第 14 回新株予約権が行使期間満了により消滅いたしました。

2021 年 4 月 7 日に発行した第 12 回新株予約権（2022 年 10 月 6 日行使完了）、第 13 回及び第 14 回新株予約権の発行時の資金使途については、当初、以下の合計 1,683 百万円に充当としておりました。

- ① 技術開発費 : 200 百万円
- ② デモ機製作費 : 250 百万円
- ③ 市場開拓費用 : 100 百万円
- ④ 設備投資費用 : 850 百万円
- ⑤ 運転資金 : 283 百万円

しかしながら、実際の行使により調達できた資金は 243 百万円にとどまり、その全額を⑤運転資金に充当いたしました。この結果、③市場開拓費用及び⑤運転資金の不足分につきましては、自己資金及び借入金により対応しております。

また、①技術開発費及び②デモ機製作費は、新事業であるロール to ロール型直描露光装置に係る費用として計画していたものでありますが、2025 年 3 月 14 日付け「露光装置事業からの撤退、特別損失の計上、業績予想の修正及び剰余金の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」にて開示したとおり、当社は当該事業から撤退しております。その結果、当該事業に関連する技術開発及びデモ機製作等の計画は中止となり、これらの資金使途については充当の必要がなくなりました。

さらに、④設備投資費用についても、露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた開発要員の増員計画を見直したことから、本社増築計画を一旦見送っております。このため、現時点においては当該資金を充当する必要性がなくなっております。

露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた設備投資及び関連開発投資に係る資金需要は減少した一方で、既存事業の成長及び競争力強化に必要な運転資金並びに研究開発資金の需要は高まっております。こうした事業環境及び資金需要の変化を踏まえ、当社は、運転資金及び研究開発資金を中心とした資金需要に対応するため、本第三者割当を実施するものであります。

（２）資金調達方法の概要及び選択理由

本第三者割当は、当社が割当予定先に対して本新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使に伴い段階的な資金を調達することで、財務基盤の強化及び資本の充実を図ることを目的とするものです。

当社は、各種資金調達手法について比較・検討を行うに当たり、当社の資金需要に応じて機動的な資金調達が可能であることを重視し、「＜本資金調達方法のデメリット＞」及び「＜他の資金調達方法との比較＞」に記載の内容を総合的に勘案した結果、本新株予約権による資金調達が、当社の資金需要に対応しつつ、財務戦略上の柔軟性を確保できる最適な資金調達手法であると判断いたしました。

＜本資金調達方法のメリット＞

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に定める 2,359,000 株で固定されており、市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。

なお、株式分割その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従い調整が行われます。

② 取得条項

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、取締役会決議に基づき、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、割当予定先に対して 1 か月前までに通知すること

により、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。これにより、将来的に当社の資金需要が減少した場合や資本政策の方針に変更が生じた場合等には、本新株予約権を取得することで希薄化の進行を抑制することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保することができます。

③ 行使停止条項

本新株予約権買取契約には行使停止条項が定められる予定です。当社は、割当予定先に対し1週間前までに通知することにより、当社の裁量で本新株予約権の行使を停止させることができ、また、その後、当社の裁量により停止を解除して行使を再開させることが可能です。これにより、市場環境や株式需給の状況等を踏まえながら、希薄化の進行時期を一定程度コントロールすることができる設計となっております。

なお、当社が本新株予約権の行使停止又はその解除を決定した場合には、適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社の書面による事前承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価の変動に応じて行使価額が修正される仕組みであり、かつ、行使価額の上限が設定されていないことから、株価が上昇した場合には、当社の想定を上回る資金を調達できる可能性があります。

⑥ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外に所在する機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識する海外機関投資家に対し、市場外取引により売却していく意向である旨を表明する予定です。

また、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却する場合には、当社が契約違反の状態にある場合その他一定の例外的な場合を除き、当社の書面による事前承諾を要する旨を定める予定です。

このような仕組みにより、割当予定先による市場内での売却に一定の制限が設けられることから、本新株予約権の行使に伴う株式の供給が市場に与える影響の抑制が期待されます。もっとも、割当予定先が市場外で海外機関投資家に売却した株式については、その後、当該海外機関投資家により市場内で売却される可能性があります。

<本資金調達方法のデメリット>

① 本新株予約権の行使に伴う希薄化

本新株予約権の目的となる株式数は発行当初から2,359,000株で固定されており、潜在株式数が市場株価の変動によって増加することはありません。しかしながら、本新株予約権が行使された場合には、新株の発行により発行済株式総数及び議決権総数が増加するため、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化が生じます。

② 不特定多数の投資家からの資金調達機会の限定

本資金調達は第三者割当の方式により実施されるため、公募増資等のように不特定多数の投資家を対象として広く資金調達を行う手法と比較した場合、資金調達先が限定されることとなります。

③ 株価低迷時における行使の不確実性及び資金調達額未達のリスク

本新株予約権は、株価水準に応じて行使価額が修正される仕組みであることから、株価が当初行使価額を下回って推移した場合には、行使が行われたとしても資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

また、株価が長期間にわたり本新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移した場

合や、その他市場環境等の要因により割当予定先による行使が進まない場合には、本新株予約権の全部又は一部が行使されず、資金調達額が当初想定額を大幅に下回る可能性があります。

＜他の資金調達方法との比較＞

当社は、本第三者割当の実施に当たり、以下の資金調達手法についても検討を行いました。が、それぞれ記載した理由により、本新株予約権の発行による資金調達が当社にとって最適な手法であると判断いたしました。

① 公募増資

公募増資は、発行時に資金を一括して調達することができる手法であるものの、新株発行に伴う希薄化が一度に発生するため、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資は、既存株主に新株の引受機会を提供できる一方で、調達額が既存株主の応募状況に左右されるため、当社が必要とする資金を確実に調達できるとは限りません。そのため、当社の資金需要に応じた資金調達を行う観点から、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

③ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、迅速かつ確実な資金調達が可能な手法であるものの、公募増資と同様に、新株発行時に希薄化が一度に発生することから、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者との元引受契約を前提とするコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を伴わないノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコスト負担が大きくなることが想定されることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が既存株主又は新株予約権を取得した投資家による権利行使の状況に左右されるため、当社の資金需要に応じた資金調達を確実に行うことが困難であると考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、一時に資金を調達できる手法である一方、転換が進まない場合には負債として残存することとなり、財務負担が継続する可能性があります。

また、転換を促進するために修正条項を付した場合には、転換価額に応じて交付株式数変動する構造となるため、転換完了まで最終的な希薄化規模が確定せず、株価への影響に対する懸念が生じます。このため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑥ 社債又は借入による資金調達

社債又は金融機関等からの借入れによる資金調達は、既存株主の持分に希薄化を生じさせないというメリットがある一方で、調達額の全額が負債として計上されるため、財務レバレッジの上昇や財務健全性の低下を招く可能性があります。

当社は財務基盤の強化も重要な経営課題であると認識していることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

以上を総合的に勘案した結果、本新株予約権による資金調達が、当社の資金需要に対応しつつ、資本政策上の柔軟性を確保できる最も適した手法であると考え、本資金調達方法を選

いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	2,008,853,630 円
発行諸費用の概算額	9,750,000 円
差引手取概算額	1,999,103,630 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 (8,893,430 円) に、本新株予約権が当初行使価額で全て行使されたとした場合に払い込むべき金額の合計額 (1,999,960,200 円) を合算した金額です。差引手取概算額は、払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、主に、新株予約権算定評価報酬費用、株式事務手数料・変更登記費用等、弁護士費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権が全て行使された場合、本第三者割当による手取概算額は 1,999,103,630 円となる予定であり、その具体的な使途は現時点において以下のとおり予定しております。

なお、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、実際の調達額は確定しておらず、調達資金の額は想定額と異なる可能性があります。

資金使途	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	受注の増加及び部材高騰に対応するために必要な運転資金	1,499	2026 年 9 月～ 2028 年 4 月
② 研究開発資金	次世代向け検査装置及びリペア装置開発のための研究開発資金	500	2026 年 9 月～ 2028 年 4 月
合 計		1,999	

- (注) 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 運転資金

半導体パッケージ基板市場においては、国内外における AIDC 向け投資の拡大を背景として、高性能半導体パッケージ基板の需要が高水準で推移しております。これに伴い、半導体パッケージ基板のチップレット化や微細配線化が進展しており、製品品質を確保するための検査工程の重要性が一層高まっております。

このような市場環境のもと、当社が製造・販売する半導体パッケージ基板向け検査装置に対する需要も堅調に推移しており、当社製品に対する商談及び引合いは活発な状況が継続しております。

当社の事業は、半導体パッケージ基板の先端製品を対象とした検査装置の開発・製造を

中核としております。当社製品を導入する顧客の多くは、次世代又は次々世代製品の研究開発や量産立上げを目的としており、受注案件の多くが顧客仕様に応じた高性能なカスタム検査装置となります。このため、装置の製造にあたっては、精密な装置設計のみならず、次世代検査システムを実現するためのソフトウェア開発やアルゴリズムの高度化などの技術開発を伴います。

その結果、当社が製造原価として計上する費用には、部材費や外注加工費に加え、将来の受注案件にも活用可能な技術開発要素が多く含まれております。これらの技術資産は、その後の新規案件や受注拡大に活用されることで、競争力の向上及び売上成長に寄与するものと考えております。

当社は原則として受注生産方式を採用しているため、受注から検査装置の納入及び代金回収まで一定の期間を要する一方、部材の仕入代金や外注加工費等については受注後比較的早期に支払いが発生いたします。また、前述のとおり、案件の遂行に際しては技術開発を伴う設計・開発投資が必要となることから、受注拡大に伴い運転資金需要も増加する傾向にあります。

さらに、当社製品の主要部材については、メモリ価格の上昇等を背景として調達コストが上昇しており、安定調達及び適正在庫の確保に係る資金需要も増加しております。

これらの状況を踏まえ、調達資金のうち 1,499 百万円を、2026 年 9 月から 2028 年 4 月までの期間における材料仕入代金、外注加工費、人件費及び技術開発を伴う案件遂行のための運転資金に充当する予定であります。

② 研究開発資金

当社は、最先端の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズについて継続的な研究開発を進めております。具体的には、半導体パッケージ基板の微細化・高密度化に対応するため、高精度な検査技術の高度化に取り組むとともに、AI 技術を活用した画像処理及び検査処理の高速化を推進しております。

今後も市場競争力の維持・向上を図り、顧客ニーズに対応した製品開発を継続していくため、調達資金のうち 500 百万円を、2026 年 9 月から 2028 年 4 月までの期間における研究開発費に充当する予定であります。

主な内容として、検査アルゴリズムの高度化、AI 画像処理技術の開発、人材採用及び開発設備への投資等を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 8 月 4 日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（68.3%）、予定配当額（0 円/株）、無リスク利子率（評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する日本国債の市場利回りを参考に算定した利子率を採用。）（1.8%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市

場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権 1 個当たり 377 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額としています。

また、本新株予約権の行使価額は、各修正日において、当該修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正される設計となっています。このように、修正日直前の終値ではなく、前週の最終取引日の終値を基準とする週次の修正方式を採用したのは、行使価額を各週において一定の水準に固定することにより、割当予定先が一定期間における行使判断及び行使により取得する当社普通株式の売却計画を立てやすくし、短期的な株価変動によって本新株予約権の行使が停滞する可能性を低減することで、本新株予約権の行使の蓋然性及び当社による資金調達の機動性を確保するためです。

当該算定方法によった場合、前週の最終取引日から修正日までの間に当社普通株式の株価が上昇したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の 90%に相当する金額を下回る可能性があります。他方、当該期間中に当社普通株式の株価が下落したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の 90%に相当する金額を上回る可能性があります。したがって、当該算定方法は、修正日直前の株価との関係で常に割当予定先に有利な行使価額を設定することを目的とするものではなく、行使価額を一定期間固定することによって、行使の蓋然性を確保することを目的とするものです。また、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める下限行使価額を下回ることはありません。

修正後の行使価額を前週の最終取引日の終値の 90%に相当する金額としたのは、割当予定先が、本新株予約権の行使判断を行ってから、行使により取得する当社普通株式の売却を完了するまでの間に負担する株価変動リスク、当社普通株式の流動性及び売却執行に伴うリスク等を考慮しつつ、本新株予約権の行使に係る経済的合理性を確保し、その行使を促進するためです。ディスカウントを設定しない場合又はディスカウント率をより低い水準とした場合には、行使判断後の株価下落等により割当予定先による行使の経済的合理性が失われ、本新株予約権の行使が進まず、当社が必要とする資金を適時かつ機動的に調達できない可能性が高まると考えられます。

当社は、割当予定先との協議に加え、割当予定先が、過去に複数の国内上場会社が発行した新株予約権について、同一又は実質的に同一の週次の行使価額修正及び 10%のディスカウントを含む条件で引受け及び行使を行った実績を有していることも踏まえ、当該修正方式及びディスカウント率は、本資金調達の実行可能性及び行使の蓋然性を確保する一方、当社普通株式の株価及び既存株主への影響にも配慮したものであり、合理的な条件であると判断しました。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価格を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役会から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、また、上記のような取締役会の判断過程についても不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は 2,359,000（議決権 23,590 個相当）であり、2026 年 4 月 30 日現在の当社発行済株式総数 4,012,800 株に対して 58.79%、2026 年 4 月 30 日現在の当社議決権総数 40,069 個に対して 58.87%です。これにより、既存株主様におきましては、本第三者割当により株式持分及び議決権比率に対して相当程度

の希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当により、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から独立した者として、柴田堅太郎氏（弁護士、LBX 法律事務所）、当社社外監査役である藤田幸治氏及び当社社外取締役である小林英明氏の3名によって構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、当社の社外監査役及び社外取締役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はありません。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① 名 称	Cantor Fitzgerald Europe														
② 所 在 地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU														
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland														
④ 事 業 内 容	証券業														
資 本 金	81.2 百万米ドル (12,816 百万円) (2024 年 12 月 31 日現在)														
⑥ 設 立 年 月 日	1990 年 5 月 24 日														
⑦ 発 行 済 株 式 数	49,453,823 株														
⑧ 決 算 期	12 月														
⑨ 従 業 員 数	6 名 (2024 年 12 月 31 日現在)														
⑩ 主 要 取 引 先	法人														
⑪ 主 要 取 引 銀 行	－														
⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998%														
⑬ 当事会社間の関係	<table><tr><td>資 本 関 係</td><td colspan="2">当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。</td></tr><tr><td>人 的 関 係</td><td colspan="2">当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr><tr><td>取 引 関 係</td><td colspan="2">当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。</td></tr><tr><td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td colspan="2">割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr></table>			資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。														
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。														
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。														
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。														
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：千米ドル、カッコ内は百万円。特記しているものを除く。)														
決 算 期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期												
純 流 動 資 産	112,464 (17,822)	102,396 (16,227)	87,246 (13,826)												

流 動 資 産	956,436 (151,566)	944,491 (149,673)	928,664 (147,165)
1 株当たり純流動資産 (米ドル／(円))	1.72 (272)	1.57 (248)	1.76 (280)
売 上 高	109,298 (17,320)	74,869 (11,864)	108,777 (17,238)
営 業 利 益	20,242 (3,208)	8,319 (1,318)	19,105 (3,028)
経 常 利 益	12,641 (2,003)	△3,333 (△528)	8,818 (1,397)
当 期 純 利 益	11,875 (1,882)	△3,308 (△524)	5,967 (946)
1 株当たり当期純利益 (米ドル／(円))	0.18 (29)	△0.05 (△8)	0.12 (19)
1 株当たり配当金 (米ドル／(円))	—	—	—

(注) 1. 割当予定先の資本金の額及び「⑭最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の額は便宜上、2026年8月4日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル＝157.83円（株式会社三菱UFJ銀行公示仲値）に換算の上、小数第1位を四捨五入しております。

2. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下、「FCA」といいます。）の認可及び規制を受けており、英国において、FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先及びその役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しており、割当予定先の関係者において反社会的勢力との関係がないことを確認している旨の確認書を東証に提出しております。

3. 割当予定先の発行済株式数は、2022 年 12 月期末及び 2023 年 12 月期末時点では 65,423,162 株でしたが、減資により、2024 年 12 月期末時点では 49,453,823 株となっております。1 株当たり純流動資産は、表に記載している各期の純流動資産の金額を各期末時点の発行済株式数で除して算出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、複数の証券会社及び投資家からの提案をもとに資金調達方法を検討してまいりました。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券とは 2026 年 4 月初旬頃から資金調達方法に関する具体的な相談を行ってまいりました。当社は、2026 年 6 月 4 日に、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、割当予定先から本第三者割当に関する具体的な提案を受領しました。

キャンターフィッツジェラルド証券を通じて本第三者割当の提案を行った割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しており、これにより海外機関投資家による当社への投資機会の拡大が期待できます。

また、割当予定先及びキャンターフィッツジェラルド証券が属する Cantor Fitzgerald グループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を有するグローバル金融グループであり、7,000 社を超える広範な機関投資家ネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門において、テクノロジー領域を最注力分野の一つとしております。

当社としては、キャンターフィッツジェラルド証券及び割当予定先が、当社の事業内容、成長戦略及び資金需要について深い理解を有していることに加え、グローバル市場において広範なネットワークを有し、かつテクノロジー分野において深い知見を有する Cantor Fitzgerald グループに属する割当予定先を本新株予約権の割当予定先として選定することにより、海外機関投資家による当社への投資機会の拡大に加え、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるものと判断いたしました。

その上で、割当予定先との面談及び協議・交渉の過程で設計された本第三者割当のスキーム及び諸条件等が、当社の資金調達ニーズを含む幅広いニーズを満たすものであると判断したことから、当社は、2026 年 6 月 8 日に、最終的に当該割当予定先を本新株予約権の割当予定先として選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先とは、本新株予約権割当契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定です。また、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するためには、原則として当社の事前の書面による承諾が必要とされますが、当社による本新株予約権割当契約上の義務又は誓約の違反、当社の表明保証違反、当社に関する倒産手続開始の申立てその他の信用不安事由、東証による監理銘柄指定又は整理銘柄指定、売買停止若しくは売買規制、本新株予約権の行使に悪影響を及ぼす金融、為替、政治若しくは経済上の重大な変化等が発生した場合等一定の例外的な場合には、当該時点で割当予定先が保有する当社株式については、かかる承諾を要しないものとされる予定です。また、割当予定先にとって、本新株予約権の取得は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思が一切ないことの説明をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。また、本新株予約権自体について転売等の予定はありませんが、仮に譲渡する場合には事前の当社の書面による承諾が必要となります。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点（2026 年 8 月 21 日）における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている割当予定先の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young による監査済財務書類を

確認しており、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断しております。

なお、割当予定先のより直近の財産の状況を確認できる資料は受領しておりませんが、割当予定先は英国の FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and Markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しており、本日現在においても、割当予定先の流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識しておりません。

加えて、割当予定先の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. について、同社が米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission) への報告に関連して公表している Ernst & Young による監査済財務書類を確認しており、2025 年 12 月 31 日時点において、現金及び現金同等物 198.4 百万米ドル、金融商品 5,451.4 百万米ドル、総資産 18,578.9 百万米ドルを有していることを確認しております。

また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。さらに、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

したがいまして、当社としては、割当予定先がグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上記の確認結果及び口頭での報告結果をもって十分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集前の大株主及び持株比率

募集前 (2026 年 4 月 30 日現在)	
氏名	持株比率 (%)
緒方 顯吉	5.58
菅原 雅史	3.78
塩谷 亮子	2.37
楽天証券株式会社共有口	2.25
高橋 喜一	2.22
小林 晃	2.05
後藤 秀彰	1.74
株式会社滋慶	1.30
高橋 秋男	1.26
大谷 誠司	1.24
計	23.79

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2026 年 4 月 30 日現在の株主名簿に記載された数値を基準に作成しております。
2. 割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式について、当社と割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。
3. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てて算出しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。また、本第三者割当が2027年4月期の業績に与える影響は軽微であり、現時点において当期業績予想の修正はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は2,359,000株（議決権23,590個相当）であり、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数4,012,800株に対して58.79%、2026年4月30日現在の当社議決権総数40,069個に対して58.87%です。したがって、希薄化率が25%以上になることから、東証の定める有価証券上場規程第432条に規定される、「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会などによる株主の意思確認」を行う必要があります。

そこで当社は、本第三者割当が既存株主様に対して大規模な希薄化を生じさせることに鑑み、本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性と相当性について調査の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱し、以下の内容の意見書を2026年8月4日に入手しております。

（意見の概要）

第1 本第三者委員会の意見

本第三者委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当には必要性及び相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

第2 意見の理由及び検討内容

1 本第三者割当の必要性

（1）本第三者割当を実施する目的及び理由

① 当社の中核事業の市場環境

当社は、2023年5月に「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーパスを策定し、その実現に向けて事業活動を推進している。当社の中核事業は、半導体パッケージ基板及び精密フレキシブル基板向けの検査装置関連事業である。半導体パッケージ基板市場においては、近年、国内外においてAIデータセンター（以下「AIDC」という。）向けの投資が拡大しており、高性能半導体パッケージ基板に対する需要は高い水準で推移している。また、半導体パッケージ基板のチップレット化・微細配線化が進展する中で、製品品質を確保するための検査工程の重要性は一層高まっている。こうした市場環境を背景として、当社が提供する半導体パッケージ基板向け検査装置についても需要は堅調に推移している。

② 受注構造及び部材高騰に伴う運転資金需要の増加

当社は、原則として受注生産方式を採用しているが、顧客からの代金回収は受注後平均して6～12か月程度を要する一方、製品製造に必要な部材の調達に係る支払いは受注後2～6か月の間に発生する。そのため、受注が拡大する局面においては、部材調達に係る先行支払いが増加し、一時的に営業キャッシュフローがマイナスとなる場合がある。特に、一定期間に集中して受注を獲得した場合には、多額の運転資金を必要とする。

また、AIDC投資の拡大を背景として、サーバー向けメモリの需要が増加しており、半導体メーカーにおいては高付加価値製品への生産シフトが進んでいる。その結果、パーソナルコンピュータ向けメモリの供給が相対的に抑制されていることに加え、AI

搭載機器の普及に伴う 1 台当たりのメモリ搭載容量の増加も相まって、メモリ需給の逼迫が継続している。このような状況を受け、メモリ価格は上昇傾向にあり、当社の検査装置を構成する主要部材の調達コストも増加している。これに伴い、部材調達に必要なとなる資金も増加しており、当社の運転資金需要は従前と比較して高まっている。

③ 最先端装置「SX7000」「LX7000」の展開

さらに、当社は、2025 年 7 月に最先端の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズをリリースした。今後、微細化・高密度化が進展する配線パターンに対応するため、高精度検査技術の開発を一層加速するとともに、AI 技術を活用した画像処理の高度化及び検査処理の高速化を推進する予定である。また、当社は、配線パターンの欠陥修復を行うリペア装置「LX7000」についても、同月にリリースしており、さらなる機能向上に向けた研究開発を継続している。これらの半導体パッケージ基板検査装置及びリペア装置について、今後も継続的な研究開発を推進し、製品競争力を一層強化していくためには、相応の研究開発投資が必要となる。

④ 過去の新株予約権による資金調達状況

当社は、2026 年 3 月 13 日付け「第三者割当による第 13 回及び第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使期間満了に伴う取得と消滅に関するお知らせ」にて開示したとおり、第 13 回及び第 14 回新株予約権について、行使期間満了に伴い取得及び消滅した。

2021 年 4 月 7 日に発行した第 12 回新株予約権（2022 年 10 月 6 日行使完了）並びに第 13 回及び第 14 回新株予約権の発行時における資金使途については、当初、合計 1,683 百万円（技術開発費 200 百万円、デモ機製作費 250 百万円、市場開拓費用 100 百万円、設備投資費用 850 百万円及び運転資金 283 百万円）を充当する予定としていた。

しかしながら、実際の新株予約権の行使により調達できた資金は 243 百万円にとどまり、その全額を運転資金に充当した。その結果、市場開拓費及び運転資金の不足分については、自己資金及び借入金により対応している。

また、上記のとおり資金使途としていた技術開発費及びデモ機製作費については、新事業として計画していたロール to ロール型直描露光装置に係る費用として想定していたものであるが、2025 年 3 月 14 日付け「露光装置事業からの撤退、特別損失の計上、業績予想の修正及び剰余金の配当予想の修正に関するお知らせ」にて開示したとおり、当社は当該事業から撤退している。これに伴い、当該事業に関連する技術開発及びデモ機製作等の計画は中止となり、当該資金使途に充当する必要性は消滅した。

さらに、設備投資費用についても、露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた開発要員の増員計画を見直したことから、本社増築計画を一旦見送っている。そのため、当初想定していた設備投資費用としての資金需要は現時点で生じていない。

⑤ 資金調達の必要性

露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた設備投資及び当該事業に関連する開発投資に係る資金需要は消滅又は減少した。一方で、既存の半導体パッケージ基板及び精密フレキシブル基板向けの検査装置関連事業については、AIDC 投資の拡大等を背景とした需要拡大への対応及び製品競争力の強化に向け、必要となる運転資金及び研究開発資金の需要が増加している。

当社は、このような事業環境及び資金需要の変化を踏まえ、今後の受注拡大への対応並びに継続的な技術開発及び製品開発を推進するために必要となる運転資金及び研究開発資金を確保することを目的として、本第三者割当を実施するものである。

（2）本第三者割当により調達する資金の具体的な使途

本新株予約権が全て行使された場合、本第三者割当による差引手取額は1,999,103,630円となる予定であり、その具体的な使途は現時点において以下のとおり予定している。

なお、本新株予約権の行使はCFEの裁量に委ねられていることから、実際の行使状況によって調達額は変動する可能性があり、最終的な調達額は上記想定額と異なる可能性がある。

資金使途	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金	受注の増加及び部材高騰に対応するために必要な運転資金	1,499	2026年9月～ 2028年4月
②研究開発資金	次世代向け検査装置及びリペア装置開発のための研究開発資金	500	2026年9月～ 2028年4月
合 計		1,999	

- (注) 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額である。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性がある。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定である。

各資金使途についての詳細は以下のとおりである。

① 運転資金（1,499百万円）

半導体パッケージ基板市場においては、国内外におけるAIDC向け投資の拡大を背景として、高性能半導体パッケージ基板の需要が高水準で推移している。これに伴い、半導体パッケージ基板のチップレット化及び微細配線化が進展しており、製品品質を確保するための検査工程の重要性は一層高まっている。

このような市場環境のもと、当社が製造・販売する半導体パッケージ基板向け検査装置に対する需要も堅調に推移しており、当社製品に対する商談及び引合いは活発な状況が継続している。

当社の事業は、半導体パッケージ基板の先端製品を対象とした検査装置の開発・製造を中核としている。当社製品を導入する顧客の多くは、次世代又は次々世代製品の研究開発及び量産立上げを目的としており、受注案件の多くは顧客仕様に応じた高性能なカスタム検査装置となる。このため、装置の製造にあたっては、精密な装置設計に加え、次世代検査システムを実現するためのソフトウェア開発やアルゴリズムの高度化等の技術開発を伴う。

その結果、当社の製造原価として計上する費用には、部材費や外注加工費のみならず、将来の受注案件にも活用可能な技術開発要素が多く含まれている。当社は、これらの技術資産をその後の新規案件や受注拡大に活用することが、競争力の向上及び売上成長に寄与するものと考えている。

また、当社は、原則として受注生産方式を採用しているため、受注から検査装置の納入及び代金回収まで一定の期間を要する一方、部材の仕入代金や外注加工費等については受注後比較的早期に支払いが発生する。加えて、案件遂行に際しては技術開発を伴う設計・開発投資が必要となることから、受注拡大に伴い運転資金需要も増加する傾向にある。

さらに、当社製品の主要部材については、メモリ価格の上昇等を背景として調達コストが上昇しており、安定的な部材調達及び適正在庫の確保に係る資金需要も高まっている。

以上の状況を踏まえ、調達資金のうち1,499百万円については、2026年9月から

2028 年 4 月までの期間における材料仕入代金、外注加工費、人件費及び技術開発を伴う案件遂行に係る運転資金に充当する予定である。

② 研究開発資金（500 百万円）

当社は、半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズについて、継続的な研究開発を進めている。具体的には、半導体パッケージ基板の微細化・高密度化に対応した高精度検査技術の高度化に加え、AI 技術を活用した画像処理及び検査処理の高速化に向けた開発を進めている。

今後も AIDC 向け投資の拡大等に伴う高性能半導体パッケージ基板への需要増加に対応し、顧客ニーズに適合した製品開発を継続するとともに、当社製品の競争力を一層強化するため、調達資金のうち 500 百万円を、2026 年 9 月から 2028 年 4 月までの期間における研究開発費に充当する予定である。

具体的には、検査アルゴリズムの高度化、AI 画像処理技術の開発、人材採用及び開発設備への投資等に充当する予定である。

(3) 検討

当委員会は、当社より、本第三者割当の必要性について、大要、以下の事項の説明を受けた。

すなわち、当社からは、①当社の主要市場である半導体パッケージ基板市場において、国内外における AIDC 向け投資の拡大やチップレット化等の技術進歩を背景として、当社の中核事業である検査装置に対する需要は堅調に推移していること、②一方で、当社は原則として受注生産方式を採用しており、顧客からの入金を受注後平均して 6～12 か月程度を要するのに対し、部材仕入れ等に係る支払いは受注後 2～6 か月の間に発生するため、受注拡大局面においては多額の先行運転資金が必要となること、③加えて、主要部材であるメモリ等の需給逼迫に伴う調達コストの上昇により、運転資金需要が増加していること、④最先端検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズの競争力維持・強化に向け、継続的な研究開発投資が必要であること、⑤これに対し、過去に発行した第 12 回、第 13 回及び第 14 回新株予約権については、当初計画していた資金使途の総額が 1,683 百万円であったところ、実際の行使により調達できた資金は 243 百万円にとどまり、不足分については自己資金及び金融機関からの借入れ（メインバンクである秋田銀行を中心とするシンジケートローン）により対応してきたこと、その結果、借入残高がピーク時には約 19 億円に達するなど、借入依存度が高まったこと、⑥さらに、2025 年 3 月に露光装置事業から撤退したことに伴い、当初計画していた露光装置関連の技術開発・デモ機製作及び本社増築計画等の設備投資計画を見直し、既存の中核事業に経営資源を集中させる必要性が高まっていること、等の説明があった。

本第三者委員会は、以上の当社の説明に関連して、本第三者割当の方法の相当性、資金使途の算定根拠、本第三者割当に伴う希薄化への評価及び本第三者割当後のエクイティファイナンスの方針等について質問を行った。当該質問に対する当社の回答は、現在の事業環境及び資金需要を踏まえたものであり、また、過去の株予約権による資金調達の実績及び既存事業における需要動向を考慮した上で資金使途を設定していることを示すものであったことから、本第三者委員会が入手した情報の範囲において、特段不合理な点は認められなかった。

当社の事業環境及び資金需要の状況に鑑みれば、追加の銀行借入れのみに依拠するのではなく、本第三者割当により、既存事業の成長に必要な運転資金（1,499 百万円）及び研究開発資金（500 百万円）を確保し、財務基盤を維持しながら、検査装置事業の成長及び競争力強化を図るという当社の経営方針には合理性が認められる。

また、当社の受注案件の多くは、顧客仕様に応じた高性能なカスタム検査装置の開発・製造であり、その過程においては、技術開発を伴う設計・開発投資等が必要とな

ることから、製造原価には、将来の受注案件にも活用可能な技術開発要素が含まれている。本第三者委員会は、このような技術的知見の蓄積が当社の競争力の維持・向上及び中長期的な企業価値の向上に資するものであることを踏まえると、本資金調達とは、単なる運転資金の確保を目的とするものではなく、技術開発を伴う生産活動を支え、中長期的な成長基盤の維持・強化に資する性質を有するものと評価できる。以上の検討を踏まえると、中核事業の成長及び競争力強化に必要となる運転資金並びに研究開発資金を確保するため、本第三者割当を実施することが当社の企業価値の向上及び株主利益の確保に資するとの当社の説明には合理性があると考えられる。

したがって、本第三者委員会は、本第三者割当には合理的な必要性が認められると考える。

2 本第三者割当の相当性

(1) 本資金調達方法の選択理由

本第三者割当による資金調達の手法（以下「本資金調達方法」という。）の選択理由及び意義をまとめると以下のとおりである。

① 本資金調達方法の概要

本第三者割当は、当社が CFE に対して本新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使に伴い段階的な資金を調達することで、財務基盤の強化及び資本の充実を図ることを目的とするものである。当社は、各種資金調達手法について比較・検討を行うに当たり、当社の資金需要に応じて機動的な資金調達が可能であることを重視し、以下に記載した本資金調達方法のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較等を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社の資金需要に対応しつつ、財務戦略上の柔軟性を確保できる最適な資金調達手法であると判断した。

② 本資金調達方法の特徴

(a) 本資金調達方法のメリット

ア 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に定める 2,359,000 株で固定されており、市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはない。なお、株式分割その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従い調整が行われる。

イ 取得条項

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、取締役会決議に基づき、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、割当予定先に対して 1 か月前までに通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができる。これにより、将来的に当社の資金需要が減少した場合や資本政策の方針に変更が生じた場合等には、本新株予約権を取得することで希薄化の進行を抑制することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保することができる。

ウ 行使停止条項

本第三者割当における新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）には行使停止条項が定められる予定である。当社は、割当予定先に対し 1 週間前までに通知することにより、当社の裁量で本新株予約権の行使を停止させることができ、また、その後、当社の裁量により停止を解除して行使を再開させることが可能である。これにより、市場環境や株式需給の状況等を踏まえながら、希薄化の進行時期を一定程度コントロールすることができる設計となってい

る。なお、当社が本新株予約権の行使停止又はその解除を決定した場合には、適時適切に開示する。

エ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による事前承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。

オ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価の変動に応じて行使価額が修正される仕組みであり、かつ、行使価額の上限が設定されていないことから、株価が上昇した場合には、当社の想定を上回る資金を調達できる可能性がある。

カ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外に所在する機関投資家（以下「海外機関投資家」という。）であると合理的に認識する者に対し、市場外取引により売却していく意向である旨を表明する予定である。

また、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却する場合には、当社が契約違反の状態にある場合その他一定の例外的な場合を除き、当社の書面による事前承諾を要する旨を定める予定である。

このような仕組みにより、割当予定先による市場内での売却に一定の制限が設けられることから、本新株予約権の行使に伴う株式の供給が市場に与える影響の抑制が期待される。もっとも、割当予定先が市場外で海外機関投資家に売却した株式については、その後、当該海外機関投資家により市場内で売却される可能性がある。

(b) 本資金調達方法のデメリット

ア 本新株予約権の行使に伴う希薄化

本新株予約権の目的となる株式数は発行当初から 2,359,000 株で固定されており、潜在株式数が市場株価の変動によって増加することはない。しかしながら、本新株予約権が行使された場合には、新株の発行により発行済株式総数及び議決権総数が増加するため、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化が生じる。

イ 不特定多数の投資家からの資金調達機会の限定

本資金調達は第三者割当の方式により実施されるため、公募増資等のように不特定多数の投資家を対象として広く資金調達を行う手法と比較した場合、資金調達先が限定されることとなる。

ウ 株価低迷時における行使の不確実性及び資金調達額未達のリスク

本新株予約権は、株価水準に応じて行使価額が修正される仕組みであることから、株価が当初行使価額を下回って推移した場合には、行使が行われたとしても資金調達額が当初想定額を下回る可能性がある。

また、株価が長期間にわたり本新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移した場合や、その他市場環境等の要因により割当予定先による行使が進まない場合には、本新株予約権の全部又は一部が行使されず、資金調達額が当初想定額を大幅に下回る可能性がある。

(c) 他の資金調達方法との比較

当社が本第三者割当を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりである。

ア 公募増資

公募増資は、発行時に資金を一括して調達することができる手法であるものの、新株発行に伴う希薄化が一度に発生するため、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

イ 株主割当増資

株主割当増資は、既存株主に新株の引受機会を提供できる一方で、調達額が既存株主の応募状況に左右されるため、当社が必要とする資金を確実に調達できるとは限らないため、当社の資金需要に応じた資金調達を行う観点から、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

ウ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、迅速かつ確実な資金調達が可能な手法であるものの、公募増資と同様に、新株発行時に希薄化が一度に発生することから、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

エ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者との元引受契約を前提とするコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を伴わないノンコミットメント型ライツ・オファリングがある。コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコスト負担が大きくなることが想定されることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が既存株主又は新株予約権を取得した投資家による権利行使の状況に左右されるため、当社の資金需要に応じた資金調達を確実に行うことが困難であると考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

オ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、一時に資金を調達できる手法である一方、転換が進まない場合には負債として残存することとなり、財務負担が継続する可能性がある。

また、転換を促進するために修正条項を付した場合には、転換価額に応じて交付株式数が変動する構造となるため、転換完了まで最終的な希薄化規模が確定せず、株価への影響に対する懸念が生じる。このため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

カ 社債又は借入による資金調達

社債又は金融機関等からの借入れによる資金調達は、既存株主の持分に希薄化を生じさせないというメリットがある一方で、調達額の全額が負債として計上されるため、財務レバレッジの上昇や財務健全性の低下を招く可能性がある。

当社は財務基盤の強化も重要な経営課題であると認識していることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

(d) 当社の検討結果

これらに対し、本新株予約権の発行による資金調達、一般的に段階的に権利行使がなされるため希薄化が緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への急激な悪影響を緩和する効果が期待できる。また、本新株予約権には、割当日の翌日以降、取締役会決議に基づき1か月前までにCFEに通知することで、残存する新株予約権を払込金額と同額で取得可能とする取得条項が付されており、将来的に当社の資金需要の減少や資本政策の方針変更が生じた場合には、希薄化の進行を自律的にコントロールし抑制することが可能である。さらに、当社の裁量でCFEによる本新株予約権の行使を停止又は解除できる行使停止条項が付されており、株式需給への急激な悪影響を緩和するための措置が講じられている。以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、当社の資金需要に対応しつつ、既存株主の利益にもかなうものと判断した。

③ 検討

当社が、半導体パッケージ基板向け検査装置の受注拡大に伴う部材高騰等の先行支出に対応するための運転資金（1,499百万円）、並びに次世代検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズ等の競争力維持・強化に向けた研究開発資金（500百万円）を適時適切に確保し、事業基盤の更なる成長及び競争力強化を図るためには、機動的な資金調達手段を確保することが重要である。

本第三者割当は新株予約権による資金調達であることから、公募増資等の一括調達手法と比較すると、資金の調達が段階的となり、本新株予約権の行使が割当予定先であるCFEの判断に委ねられるため、調達の完了時期及び最終的な調達額について不確実性が存在する。また、株価が長期間にわたり下限行使価額を下回る水準で推移した場合等には、行使が進まず、調達額が当初想定額を下回る可能性もある。

もっとも、本新株予約権には、株価の変動に応じて行使価額が修正される行使価額修正条項が付されており、行使価額固定型の新株予約権と比較して、株価状況に応じた行使の可能性を高める設計となっている。また、公募増資等の一括調達手法による場合には、発行時点で大幅な希薄化が生じることとなるのに対し、本新株予約権による資金調達では、行使の進行に応じて段階的に希薄化が生じるため、市場への影響を一定程度抑制することが可能である。

したがって、上記のデメリットを考慮しても、本新株予約権による資金調達は、必要な資金を確保する機動性と、既存株主への影響の抑制を一定程度両立する手法であり、当社がこれを選択することには合理性があると考えられる。

なお、本新株予約権の全部が行使された場合には、当社の普通株式が交付されることとなり、当社の既存株主に相当程度の希薄化（希薄化率 58.79%）が生じることとなる。しかしながら、本第三者割当によって調達した資金を活用することにより、当社の既存事業の成長及び競争力強化が図られ、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の利益に資するものと考えられる。

加えて、上記の本第三者割当のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較に関する当社の説明について、特段不合理な点は認められなかった。

したがって、本第三者委員会は、本新株予約権による資金調達が、本資金調達手法として最適な資金調達手法であると考ええる。

(2) 発行条件等の相当性

① 本新株予約権の払込金額及び行使価額の算定根拠、並びに発行条件の合理性

(a) 当社における検討状況

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件

を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼した。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月4日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（68.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する日本国債の市場利回りを参考に算定した利子率を採用。）（1.8%）等について一定の前提を置き、かつ、CFEの権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施した。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個当たり377円）を参考に、CFEとの間での協議を経て、当該評価額と同額としている。

また、本新株予約権の行使価額は、各修正日において、当該修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正される設計となっている。このように、修正日直前の終値ではなく、前週の最終取引日の終値を基準とする週次の修正方式を採用したのは、行使価額を各週において一定の水準に固定することにより、CFEが一定期間における行使判断及び行使により取得する当社普通株式の売却計画を立てやすくし、短期的な株価変動によって本新株予約権の行使が停滞する可能性を低減することで、本新株予約権の行使の蓋然性及び当社による資金調達の機動性を確保するためである。

当該算定方法によった場合、前週の最終取引日から修正日までの間に当社普通株式の株価が上昇したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の90%に相当する金額を下回る可能性がある。他方、当該期間中に当社普通株式の株価が下落したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の90%に相当する金額を上回る可能性がある。したがって、当該算定方法は、修正日直前の株価との関係で常に割当予定先に有利な行使価額を設定することを目的とするものではなく、行使価額を一定期間固定することによって、行使の蓋然性を確保することを目的とするものである。また、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める下限行使価額を下回ることではない。

修正後の行使価額を前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額としたのは、CFEが、本新株予約権の行使判断を行ってから、行使により取得する当社普通株式の売却を完了するまでの間に負担する株価変動リスク、当社普通株式の流動性及び売却執行に伴うリスク等を考慮しつつ、本新株予約権の行使に係る経済的合理性を確保し、その行使を促進するためである。ディスカウントを設定しない場合又はディスカウント率をより低い水準とした場合には、行使判断後の株価下落等によりCFEによる行使の経済的合理性が失われ、本新株予約権の行使が進まず、当社が必要とする資金を適時かつ機動的に調達できない可能性が高まると考えられる。

当社は、CFEとの協議に加え、CFEが、過去に複数の国内上場会社が発行した新株予約権について、同一又は実質的に同一の週次の行使価額修正及び10%のディスカウントを含む条件で引受け及び行使を行った実績を有していることも踏まえ、当該修正方式及びディスカウント率は、本第三者割当の実行可能性及び行使の蓋然性を確保する一方、当社普通株式の株価及び既存株主への影響にも配慮したものであり、合理的な条件であると判断した。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価格を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される本新株予約権の発行価額は有利発

行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断した。

また、当社監査役会から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、また、上記のような取締役会の判断過程についても不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を得ている。

(b) 検討

本第三者委員会は、本新株予約権の発行価額の妥当性を検討するため、株式会社赤坂国際会計作成の本評価報告書について内容を確認した。本評価報告書の内容につき、特に不合理な点は見受けられなかった。

以上によれば、本新株予約権の発行条件が、当社の市場株価の動向等を踏まえ、CFE と協議を行った結果合意されたものであること、及び合理的な前提の下で作成された本評価報告書の算定結果と整合的であることが認められる。本第三者委員会は、本新株予約権の発行条件の検討過程に不合理な点はないと考える。

② 希薄化についての評価

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は 2,359,000 株（議決権 23,590 個相当）であり、2026 年 4 月 30 日現在の当社発行済株式総数 4,012,800 株に対して 58.79%、2026 年 4 月 30 日現在の当社議決権総数 40,069 個に対して 58.87%である。これにより、既存株主においては、本第三者割当により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じる。しかしながら、本第三者割当により、上記の資金使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えている。

なお、本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から独立した者として、当社社外監査役である藤田幸治氏、当社社外取締役である小林英明氏及び柴田堅太郎氏（弁護士、LBX 法律事務所）の 3 名によって構成される本第三者委員会を設置した。なお、当社の社外監査役及び社外取締役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はない。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明した。

③ 検討

本新株予約権全てが行使された場合、交付される株式数は 2,359,000 株（議決権 23,590 個相当）となり、既存株主の持分比率及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じることとなる。

もっとも、本第三者割当により調達された資金は、半導体パッケージ基板向け検査装置の受注拡大に対応するための先行部材調達費及び外注加工費等の運転資金（1,499 百万円）、並びに「SX7000」シリーズ及び「LX7000」シリーズ等の次世代技術開発に必要な研究開発資金（500 百万円）に充当される予定であり、いずれも当社の将来の収益力向上及び中核事業の競争力強化に資する使途である。

当社は、露光装置事業から撤退し、経営資源を既存の中核事業へ集中させる方針を採っているところ、本第三者割当により成長投資に必要な資金を確保することは、当社の財務基盤の強化及び企業価値の向上に資するものと考えられる。

また、本第三者割当を通じて、受注拡大への対応及び研究開発投資の継続が可能

となることにより、中長期的な収益力の向上及び株主価値の向上につながる事が期待されることから、既存株主に生じる希薄化による不利益を上回る効果が見込まれるものと考えられる。

さらに、本第三者割当は、一括して株式を発行する公募増資等とは異なり、新株予約権の行使に応じて段階的に希薄化が進行するため、市場への影響を一定程度緩和する効果が期待される。

以上を踏まえると、本第三者割当によって既存株主に生じる希薄化というデメリットは存在するものの、調達資金の必要性及び使途の合理性並びに将来的な企業価値向上への寄与を考慮すれば、当該デメリットを上回るメリットが期待されるものと考えられる。このほか、希薄化に対する考え方についての当社の説明について、本第三者委員会が入手した情報の範囲において特に不合理な点は認められなかった。

本第三者委員会は、以上のとおり、本新株予約権の発行による希薄化の規模は相当程度大きいものの、本第三者割当の目的、調達資金の必要性及び使途の合理性、並びに当該資金による企業価値向上への寄与可能性を踏まえれば、希薄化についての当社の説明には合理性が認められると考える。

したがって、本第三者委員会は、本新株予約権の発行条件は相当であると考えます。

(3) 割当予定先の相当性

① 選定理由

当社は、複数の証券会社及び投資家からの提案をもとに資金調達方法を検討してきた。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券とは2026年4月初旬頃から資金調達方法に関する具体的な相談を行っていた。当社は、2026年6月4日に、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、CFE から本第三者割当に関する具体的な提案を受領した。

キャンターフィッツジェラルド証券を通じて本第三者割当の提案を行った CFE は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、CFE 又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しており、これにより海外機関投資家による当社への投資機会の拡大が期待できる。

また、CFE 及びキャンターフィッツジェラルド証券が属する Cantor Fitzgerald グループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を有するグローバル金融グループであり、7,000 社を超える広範な機関投資家ネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門において、テクノロジー領域を最注力分野の一つとしている。

当社としては、キャンターフィッツジェラルド証券及び CFE が、当社の事業内容、成長戦略及び資金需要について深い理解を有していることに加え、グローバル市場において広範なネットワークを有し、かつテクノロジー分野において深い知見を有する Cantor Fitzgerald グループに属する CFE を本新株予約権の割当予定先として選定することにより、海外機関投資家による当社への投資機会の拡大に加え、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるものと判断した。

その上で、CFE との面談及び協議・交渉の過程で設計された本第三者割当のスキーム及び諸条件等が、当社の資金調達ニーズを含む幅広いニーズを満たすものであると判断したことから、当社は、2026年6月8日に、最終的に CFE を本新株予約権の割当予定先として選定するに至った。

なお、本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものである。

② 株券等の保有方針

本新株予約権割当契約において、CFE は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、CFE 又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定である。また、CFE が当社株式を証券取引所市場内で売却するためには、原則として当社の事前の書面による承諾が必要とされるが、当社による本新株予約権割当契約上の義務又は誓約の違反、当社の表明保証違反、当社に関する倒産手続開始の申立てその他の信用不安事由、東証による監理銘柄指定又は整理銘柄指定、売買停止若しくは売買規制、本新株予約権の行使に悪影響を及ぼす金融、為替、政治若しくは経済上の重大な変化等が発生した場合等一定の例外的な場合には、当該時点で CFE が保有する当社株式については、かかる承諾を要しないものとされる予定である。また、CFE にとって、本新株予約権の取得は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、CFE 又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思が一切ないことの説明をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。また、本新株予約権自体について転売等の予定はないが、仮に譲渡する場合には事前の当社の書面による承諾が必要となる。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有する。以下同じである。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点（2026 年 8 月 21 日）における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（CFE が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含む。）を講じる予定である。

③ 割当予定先の実態

当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている CFE の 2024 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young による監査済財務書類を確認しており、2024 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断している。

なお、CFE のより直近の財産の状況を確認できる資料は受領していないが、CFE は英国の FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しており、本日現在においても、CFE の流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識していない。

加えて、CFE の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. について、同社が米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）への報告に関連して公表している Ernst & Young による監査済財務書類を確認しており、2025 年 12 月 31 日時点において、現金及び現金同等物 198.4 百万米ドル、金融商品 5,451.4 百万米ドル、総資産 18,578.9 百万米ドルを有していることを確認している。

また、CFE は、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャン

ターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。さらに、本日現在においても、CFE が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。

したがって、当社としては、CFE がグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上記の確認結果及び口頭での報告結果をもって十分であると判断している。

④ 検討

本新株予約権の行使後の当社株式に関する CFE の保有方針は、純投資目的であり、短期保有を目的とするものである。

もっとも、CFE は、行使により取得した当社普通株式について、海外機関投資家に対して市場外取引により売却していく意向を表明する予定であり、また、CFE が当社普通株式を証券取引所市場内で売却するためには、契約上の義務違反や信用不安事由等の一定の例外的な場合を除き、原則として当社の事前の書面による承諾を要する旨が契約に定められる予定である。

また、CFE の払込み及び権利行使に必要な資力については、英国政府ウェブサイト開示の監査済財務書類等を確認した結果、必要十分な財産を確保しているものと判断されている。直近の財産状況を示す資料は受領していないものの、CFE が英国の FCA の認可及び規制を受ける証券会社であること、グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. が 2025 年 12 月 31 日時点において十分な財務基盤を有していること、並びに CFE は取得株式を市場外で海外機関投資家に順次売却することで投資資金を回収する予定であり、資力に関する口頭説明等も受けていること等を総合的に勘案すれば、払込み及び権利行使が滞りなく行われるための財産的基礎は十分に存在すると認められる。

このほか、CFE を割当予定先に選定した経緯及び理由に関する当社の説明について、特に不自然な点は見当たらない。

以上に加え、CFE の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力と一切の関係を有していないことが確認されていることを踏まえると、CFE を割当予定先に選定することは合理的であると考えられる。

(4) 検討

以上の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、本第三者割当の相当性が十分に認められる。

3 結論

以上から、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考える。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円。特記しているものを除く）

	2024 年 4 月期	2025 年 4 月期	2026 年 4 月期
売上高	1,668	2,237	2,478
営業利益	△233	108	108
経常利益	△263	116	78
当期純利益	△353	△142	76
1株当たり当期純利益（円）	△88.34	△35.51	19.15
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	220.54	186.45	205.61

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,013,200 株	100.00%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,359,000 株	58.79%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年4月期	2025年4月期	2026年4月期
始値	1,850	977	585
高値	2,280	1,153	922
安値	931	407	499
終値	978	585	723

② 最近6か月間の状況

	2026年3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	652	575	701	870	1,247	929
高値	707	840	863	1,588	1,420	958
安値	527	573	668	849	846	901
終値	556	723	845	1,208	944	942

(注) 8月の株価については、2026年8月4日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年8月4日
始値	928
高値	949
安値	920
終値	942

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

インスペック株式会社
第 19 回新株予約権（行使価額修正条項付）
発行要項

本発行要項は、インスペック株式会社（以下「当社」という。）が2026年8月5日開催の取締役会の決議に基づいて2026年8月21日に発行するインスペック株式会社第19回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数
23,590個
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金8,893,430円
3. 本新株予約権の申込期日
2026年8月21日
4. 本新株予約権の割当日及び払込期日
2026年8月21日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は2,359,000株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）
但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日まで

に本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第 12 項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 377 円（本新株予約権の払込金額の総額は金 8,893,430 円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第 11 項により修正された場合又は第 12 項によって調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、847.8 円とする。

11. 行使価額の修正

2026 年 8 月 25 日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使請求について、第 17 項第(1)号に従って当該行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が 471.0 円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第 12 項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

12. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \times \frac{1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付

する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づき、当社又はその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価を

もって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付さ

れることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年8月24日から2029年8月23日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社

となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の 50%以上、又は、発行済の持分の 50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第 273 条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第 273 条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額

は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第 13 項に定める行使期間中に第 18 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第 18 項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 行使請求受付場所

インスペック株式会社 管理部

19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 仙台支店

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以 上